

須磨区地域提案型活動助成に関する要綱

平成 15 年 4 月 1 日
須磨区長決定

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 2 条）
- 第 2 章 地域提案型活動助成（第 3 条—第 17 条）
- 第 3 章 地域提案型活動スタートアップ支援（第 18 条—第 29 条）
- 第 4 章 雜則（第 30 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地域での様々な課題について、その課題の解決に向けて、区民自ら企画・提案を行い、実施する地域自主活動（以下「地域提案型活動」という。）に要する経費の一部を助成することに関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号）（以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、当該助成金の交付等に関して必要な事項を定める。

2 前項の地域提案型活動に将来つながるような企画を実現するまでの事業計画の充実等の準備活動に対して行う支援に関する必要な事項を定める。

（目的）

第 2 条 須磨区地域提案型活動助成（以下「助成」という。）は、前条の地域提案型活動を通じて、幅広い区民参画のもと、須磨の資源を活用・創造し、個性あふれるまちづくりを進め、「魅力が輝く美しいまち」「やさしさあふれる元気なまち」「安全安心なまち」（以下「将来像」という。）の実現を促進することを目的とする。

2 地域提案型活動スタートアップ支援（以下「支援」という。）は、企画準備段階の地域活動の事業計画の充実等の準備活動に対し支援を行うことで、上記の助成制度に将来つながるような企画の実現に資することを目的とする。

第 2 章 地域提案型活動助成

（助成対象団体）

第 3 条 助成対象団体（以下「団体」という。）は、須磨区内に活動拠点を有する団体で、企画した活動を終了まで責任を持って、遂行できる団体・実行組織であること。

2 前項の団体については、営利を追求することを主目的とするもの及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号から第 5 号に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体は除く。

（助成対象活動）

第 4 条 助成対象となる地域提案型活動は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 第 2 条第 1 項に示す将来像に合致する活動であること。
- (2) 他地域の模範となる新たな活動であり、活動開始から概ね 3 カ年以下の初動期の活動であること。
- (3) 須磨区内で実施される活動で、別に定める期間に実施される活動であること。
- (4) 営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動のいずれでもないこと。
- (5) 神戸市または神戸市の外郭団体による他の支援制度では実現できない活動であること。

- (6) 神戸市の基本計画又は事業実施計画に反する活動でないこと。
- (7) 区民と区民又は区民と区の相互理解と信頼が得られる活動であること。
- (8) 地域の祭りなどの単発イベントでないこと。但し、区長が特に必要があると認める場合は、この限りではない。
- (9) 法令に違反した活動でないこと。

(助成金の内容)

第5条 須磨区長（以下「区長」という。）は、助成の対象となる優れた地域提案型活動に対し、1年間の総活動費のうち、30万円を上限として予算の範囲内で助成することができる。

- 2 区長は、同一活動に対し、3年を限度に総額50万円を上限として、予算の範囲内で助成することができる。

(助成対象経費)

第6条 助成対象経費は直接経費とし、次の各号に掲げるものは、助成の対象から除外する。

- (1) 飲食費、打ち上げ、レセプション等にかかるもの
- (2) 備品購入費
- (3) 団体の構成員の人事費及び報酬
- (4) 領収書がない等使途が不明なもの
- (5) その他区長が適当と認めないもの

- 2 区長は、前項第1号及び第2号に定める経費であっても、活動にあたり特に必要と認めるものについては助成対象とすることができる。

(申請の手続き)

第7条 助成を受けようとする団体（以下「助成申請団体」という。）は、補助金規則第5条第1項に基づき助成金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を別に定める募集期間に申請するものとする。

- (1) 須磨区地域提案型活動助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 須磨区地域提案型活動助成申請団体概要書（様式第2号）
- (3) 活動企画書（様式第3号）
- (4) 収支予算書（様式第4号）
- (5) その他区長が必要と認める書類

(書面による要件審査)

第8条 区長は、申請案件について、書面による審査を行い、第3条各項及び第4条各号の要件に明らかに該当しないと認められる場合は、理由を付して、不採択として須磨区地域提案型活動助成金不採択通知書（様式第5号）により助成申請団体に通知する。

(公開企画提案会の開催)

第9条 区長は、前条により不採択とならなかった助成申請団体に対し、公開企画提案会（以下「提案会」という）で提案説明を求めるものとする。但し、区長が特に提案説明が不要であると認める場合は、この限りではない。

- 2 区長は、前項により提案説明を求められた助成申請団体が提案会を欠席した場合、不採択として通知する。

(選考委員会)

第10条 区長は、申請された活動の企画内容を審査するため、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求める目的として、選考委員会を設置することができる。

- 2 選考委員は、第7条に定める申請書類及び第9条に定める提案会に参加し、助成申請団体に対する活動に関する意見を述べることができる。

- 3 選考委員は、提案会の結果を踏まえ、第1項に定める選考委員会において、須磨区地域提案型活動助成に関する活動としての公益性、計画性（実現可能性）、効果、先駆性、将来性に關

する意見を述べることができる。

- 4 第2項及び第3項の定めにより難い場合に限り、区長の求めに応じて、選考委員は、第7条に定める申請書類に関し、須磨区地域提案型活動助成に関する活動としての公益性、計画性(実現可能性)、効果、先駆性、将来性に関する意見を述べることができるものとする。

- 5 選考委員会は、原則非公開とする。

(意見の尊重)

第11条 区長は、第10条第3項に定める選考委員からの意見を尊重し、須磨区地域提案型活動助成に関する活動としての公益性、計画性(実現可能性)、効果、先駆性、将来性を総合的に考慮して審査(以下「2次審査」という。)する。

(助成の決定)

第12条 区長は、前条に基づき補助金規則第6条による助成金の交付の決定を行うときは、須磨区地域提案型活動助成金交付決定通知書(様式第6-1号)を、同条第3項による助成金の交付を不適当であると認めるときは、須磨区地域提案型活動助成金不採択通知書(様式第6-2号)を助成申請団体に通知する。

- 2 前項の助成金の交付の決定を通知する場合において、区長は、助成金の交付の目的を達するために必要な条件を付すことができる。

(活動の変更等)

第13条 前条第1項の助成金交付決定通知を受けた団体(以下「助成採択団体」という。)は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは、あらかじめ須磨区地域提案型活動助成金計画変更申請書(様式第7-1号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは、あらかじめ須磨区地域提案型活動助成金取下承認申請書(様式第7-2号)を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、その可否を須磨区地域提案型活動助成金計画変更・申請取下承認・却下通知書(様式第8号)により助成採択団体に通知する。

(助成金の交付)

第14条 助成採択団体は、補助金規則第15条に基づき活動の実績を報告しようとするときは、活動終了後、次に掲げる書類を速やかに提出するものとする。

- (1)活動報告書(様式第9号)
- (2)収支決算報告書(様式第10号)
- (3)その他区長が必要と認める書類

- 2 区長は、補助金規則第16条による助成金の交付額の確定を行ったときは、須磨区地域提案型活動助成金交付額確定通知書(様式第11号)(以下「助成金交付額確定通知書」という。)により通知するものとする。ただし、区長が必要と認める場合は、助成金交付額確定通知書の金額を減額修正することができる。

- 3 区長は、助成採択団体の須磨区地域提案型活動助成金交付請求書(様式第12号)による請求を受けて、助成金を支払うものとする。

- 4 活動の実施が前3項の規定によりがたいと区長が認める場合は、活動終了までに助成金の一部を支払うことができるものとする。ただし、区長は、第2項により助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の助成金の返還を命じるものとする。

- 5 助成採択団体は、区長から前項の請求があったときは、期限内に区長の指定する方法で精算しなければならない。

(活動報告)

第15条 区長は、助成採択団体に対し、活動報告会の開催等により活動報告を求めることがある。

(活動の評価・調査等)

第 16 条 区長は、必要と認めるときは、助成採択団体に対して、活動の関係資料の提出及び説明を求め、調査を行うことができる。

2 区長は、前項の調査等により、活動の評価を行うとともに、不適当な事項を発見した場合は、必要な是正措置を求めることができる。

(助成金の取消等)

第 17 条 区長は、助成金の交付又は交付決定通知もしくは交付額確定通知を受けた団体が、次のいずれかに該当する場合は、助成金の予定額又は交付決定額の一部もしくは全部を取り消し、速やかに、その旨を須磨区地域提案型活動助成金取消通知書（様式第 13 号）により助成採択団体に通知するものとする。

- (1) 助成金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。
- (2) 助成金を助成対象活動以外に使用したとき。
- (3) 助成金の交付条件その他この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前条の調査又は措置要求に従わないとき。
- (5) その他区長が助成金を交付するに適しないと認めたとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の予定額又は交付決定額を取り消した場合は、既に交付のあった助成金の一部又は全部の返還を命じることができる。

第 3 章 地域提案型活動スタートアップ支援

(支援対象団体)

第 18 条 支援対象団体（以下「団体」という。）は、須磨区内に活動拠点を有する団体で、企画した活動を終了まで責任を持って、遂行できる団体・実行組織であること。

2 前項の団体については、営利を追求することを主目的とするもの及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号から第 5 号に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体は除く。

(支援対象企画)

第 19 条 支援対象となる企画は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 第 2 条第 1 項に示す将来像に合致する活動の企画であること。
- (2) 他地域の模範となる新たな活動につながる企画であること。
- (3) 須磨区内で実施予定の活動の企画で、別に定める期間に実施予定の活動の企画であること。
- (4) 営利を主目的とした活動の企画、宗教的活動の企画、政治的な活動の企画のいずれでもないこと。
- (5) 神戸市または神戸市の外郭団体による他の支援制度では実現できない活動の企画であること。
- (6) 神戸市の基本計画又は事業実施計画に反する活動の企画でないこと。
- (7) 区民と区民又は区民と区の相互理解と信頼が得られる活動の企画であること。
- (8) 地域の祭りなどの単発イベントの企画でないこと。
- (9) 法令に違反した活動の企画でないこと。

(支援の内容)

第 20 条 区長は、支援の対象となる優れた地域活動の企画に対し、年間の上限回数を 3 回までとし、企画準備段階の地域活動を具体化していくためのワークショップ等の開催の支援を決定することができる。

2 区長は、特に必要と認める場合は、前項の企画に対し、1 回の派遣料を 3.5 万円、年間の派遣上限回数を 3 回までとし、専門知識を持ったアドバイザーの派遣を決定することができる。

(申請の手続き)

第 21 条 支援を受けようとする団体（以下「支援申請団体」という。）は、次に定める書類を別

に定める募集期間に申請するものとする。

- (1) 須磨区地域提案型活動スタートアップ支援申請書（様式第14号）
- (2) 須磨区地域提案型活動スタートアップ支援申請団体概要書（様式第15号）
- (3) 団体規約の写し（規約がなければ、総会の議案書又は会員名簿でも可）
- (4) その他区長が必要と認める書類

（支援の決定）

第22条 区長は、申請案件について、書面による要件審査を行い、第18条各項及び第19条各号の要件に該当すると認められる場合は、須磨区地域提案型活動スタートアップ支援採択決定通知書（様式第16-1号）を、明らかに該当しないと認められる場合は、理由を付して、不採択として須磨区地域提案型活動スタートアップ支援不採択通知書（様式第16-2号）により支援申請団体に通知する。

2 前項の支援の採択の決定を通知する場合において、区長は、支援の目的を達するために必要な条件を付すことができる。

（アドバイザーの派遣申請）

第23条 前条第1項の支援制度採択決定通知を受けた団体（以下「支援採択団体」という。）で、アドバイザーの派遣を受けようとする団体は、あらかじめ須磨区まちづくり課と協議を行い、須磨区地域提案型活動スタートアップ支援アドバイザー派遣申請書（様式第17号）を区長に提出しなければならない。

（アドバイザーの派遣決定）

第24条 区長は、前条の須磨区地域提案型活動スタートアップ支援アドバイザー派遣申請書（様式第17号）を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、派遣を決定し、須磨区地域提案型活動スタートアップ支援アドバイザー派遣決定通知書（様式第18号）により支援採択団体に通知する。

2 前項の場合において、区長は支援の目的を達するために必要な条件を付すことができる。

（アドバイザー派遣料の支払）

第25条 区長は、前条の派遣決定を行った支援採択団体からの須磨区地域提案型活動スタートアップ支援実績報告書（様式第21号）およびアドバイザーからの須磨区地域提案型活動スタートアップ支援アドバイザー派遣実績報告書（様式第22号）にて、派遣回数、実施内容等を確認のうえ、アドバイザーからの請求を受けて支払うものとする。

（申請内容の変更等）

第26条 支援採択団体は、申請内容に変更が出た場合は、あらかじめ須磨区地域提案型活動スタートアップ支援企画内容変更申請書（様式第19-1号）を、申請を取り下げるときは、あらかじめ須磨区地域提案型活動スタートアップ支援取下承認申請書（様式第19-2号）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、その可否を須磨区地域提案型活動スタートアップ支援企画内容変更・申請取下承認・却下通知書（様式第20号）により支援採択団体に通知する。

（報告書の提出）

第27条 支援採択団体は、支援期間終了後、速やかに須磨区地域提案型活動スタートアップ支援実績報告書（様式第21号）を提出しなければならない。

2 第24条の派遣決定を行った支援採択団体について、派遣されたアドバイザーは、1回終了ごとに、速やかに須磨区地域提案型活動スタートアップ支援アドバイザー派遣実績報告書（様式第22号）を提出しなければならない。

（活動の評価・調査等）

第28条 区長は、必要と認めるときは、支援採択団体に対して、活動の関係資料の提出及び説

明を求め、調査を行うことができる。

2 区長は、前項の調査等により、活動の評価を行うとともに、不適当な事項を発見した場合は、必要な是正措置を求めることができる。

(支援の取消等)

第 29 条 区長は、支援採択団体が、次のいずれかに該当する場合は、採択決定を取り消し、速やかに、その旨を須磨区地域提案型活動スタートアップ支援採択取消通知書（様式第 23 号）により支援採択団体に通知するものとする。

- (1) 支援の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。
- (2) 当制度を支援対象企画以外に使用したとき。
- (3) アドバイザー派遣を採択条件その他この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前条の調査又は措置要求に従わないとき。
- (5) その他区長が支援を継続するに適しないと認めたとき。

第 4 章 雜則

(その他)

第 30 条 この要綱に定めるもののほか、助成及び支援に関して必要な事項は、区長が定める。

附則

1 この要綱は平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

附則

1 この要綱は平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

附則

1 この要綱は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附則

1 この要綱は平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附則

1 この要綱は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附則

1 この要綱は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

附則

1 この要綱は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附則

1 この要綱は平成 27 年 3 月 16 日より施行する。

附則

1 この要綱は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附則

1 この要綱は平成 28 年 3 月 14 日より施行する。

附則

1 この要綱は平成 29 年 3 月 13 日より施行する。

附則

1 この要綱は平成 30 年 3 月 12 日より施行する。

附則

1 この要綱は令和 3 年 3 月 8 日より施行する。